

答申個第81号

平成29年8月23日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年10月11日付け行コ第24号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

職員が不正訂正したと分かる文書の不存在による非開示決定事案（諮問個第122号）

1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成28年7月14日に諮問庁の行財政局コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の内容の個人情報の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

「1. 職員が不正訂正を私の念力によりH23. 4. 8にしたと分るH27「行ウ」◆◆号、◇◇号併合乙第20号証を開示して下さい。祖父の●●の字が「○」に改変されていると見ればわかるので欲しい。
2. 同20号証転籍届のうち更正は妻■■の自書がなく更正の意思確認が不十分と分る（役所のルール違反）ので欲しい。」

- (2) 諮問庁は、本件請求に係る文書を取得していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成28年7月29日付けでその旨を審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、平成28年9月21日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が請求している文書は、個人情報開示請求書の記載内容から以下のとおりと推察される。

平成27年（行ウ）第◆◆号及び第◇◇号併合裁判 乙第20号証

- (2) 請求に係る文書が存在しないことについて

ア コンプライアンス推進室では、同室が所管する事務に関して審査請求人が提起した訴訟

に関する、審査請求人が裁判所に提出した文書の写し、本市が裁判所に提出した文書の写し及び裁判所から収受した判決文等の写し（以上をまとめて「裁判資料」という。）に加え、同室が所管する事務以外に関して審査請求人が提起した訴訟に関する裁判資料のうち、他の所管課から提供があった資料の一部を保有している。

イ しかしながら、平成27年（行ウ）第◆◆号及び第◇◇号併合裁判については、同室の所管する事務に関する訴訟ではなく、また、本件請求に係る文書について、所管課等から提供を受けた事実もないため、コンプライアンス推進室は本件請求に係る文書を保有していない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 私が請求した①は、●●（○の同字）が常用漢字の「○」に改変されている戸籍謄本のコピーです。乙第20号証よりコピーをして、修正前と修正後をA4によりはりつけて、行・コに提出しました。A4文書1枚です。

(2) 行・コとのやりとりで判断すれば下記の文書と分ります。（不作為です）

H28.6.2に▲▲氏と△△氏に提出した、H28.5.31付別紙文書です。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が請求している文書は、個人情報開示請求書から、平成27年（行ウ）第◆◆号及び第◇◇号併合裁判時の裁判資料のうち、乙第20号証であると認められる。

(2) 本件処分について

ア 諮問庁は次のとおり主張する。

(ア) コンプライアンス推進室では、同室が所管する事務に関して審査請求人が提起した訴訟に関する裁判資料に加え、同室が所管する事務以外に関して審査請求人が提起した訴訟に関する裁判資料のうち、他の所管課から提供があった資料の一部を保有している。

(イ) しかしながら、平成27年（行ウ）第◆◆号及び第◇◇号併合裁判については、同

室の所管する事務に関する訴訟ではなく、また、本件請求に係る文書について、所管課等から提供を受けた事実もないため、コンプライアンス推進室は本件請求に係る文書を保有していない。

イ そこで当審査会は、事務局をして、訴訟に関する事務を所管している行財政局総務部法制課に、平成27年（行ウ）第◆◆号及び第◇◇号併合裁判に携わっている部署を確認させたところ、西京区役所市民窓口課及び各区役所・支所の市民窓口課を統括している文化市民局地域自治推進室が対応した裁判であることが分かった。

ウ このことから、コンプライアンス推進室は当該裁判には関わっておらず、本件請求に係る文書を保有していないとする諮問庁の主張に不合理ないし不自然な点は認められない。

(3) 以上より、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年10月11日 諮問（諮問個第122号）

平成29年 1月20日 諮問庁からの弁明書の提出

平成29年 7月20日 審議（平成29年度第2回会議）

平成29年 8月23日 審議（平成29年度第3回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）